

奈良県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県条例第四十一号

奈良県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

奈良県総合リハビリテーションセンター条例（昭和六十三年三月奈良県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県障害者総合支援センター条例

第一条中「、医療」を削り、「奈良県総合リハビリテーションセンター（以下「リハビリテーションセンター」という。）を「奈良県障害者総合支援センター（以下「センター」という。）」に改める。

第二条中「リハビリテーションセンター」を「センター」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「又は第二号」及び「同号にあつては、」を削り、「リハビリテーションセンター」を「センター」に改め、同条第二項中「並びに平成十八年厚生労働省告示第九十九号（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準）」及び「、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養の給付に係るものについては知事が定める額とし」を削り、「医療に係るものについては」を「医療に係るものについては、」に改め、同条第四項中「前条第二号又は第五号」を「前条第一号又は第四号」に、「同条第二号」を「同条第一号」に、「同条第五号」を「同条第四号」に、「同条第四号」を「同条第三号」に、「同条第一号又は第五号」を「同条第二号又は第四号」に、「同条第二号」を「同条第一号」に改め、同項第二号中「前条第二号」を「前条第一号」に改め、同条第五号を「同条第四号」に、「同条第一号」を「同条第二号」に、「同条第二号」を「同条第一号」に改め、同項第三号から第五号までを「前条第二号から第四号まで」に、「同条第四号」を「同条第三号」に、「同条第五号」を「同条第四号」に、「リハビリテーションセンター」を「センター」に改め、同条第七項第一号中「前条第三号又は第五号」を「前条第二号又は第四号」に改め、同項第二号中「前条第四号」を「前条第三号」に改める。

第四条第一項、第二項及び第三項第一号中「リハビリテーションセンター」を「セン

ター」に改め、同条第四項第四号中「及び医療法第一条の五第一項に規定する病院」を削り、同項第五号中「リハビリテーションセンター」を「センター」に改める。

第五条中「診療等を行わない日」を「第二条第一号、第三号及び第四号に規定する事業を行う施設又は事業所を休所する日」に、「リハビリテーションセンター」を「センター」に改める。

第六条第一項中「リハビリテーションセンター」を「センター」に改める。

第七条第一項中「リハビリテーションセンター」を「センター」に、「第二号又は第三号」を「又は第二号」に、「第二号に」を「同条第一号に」に改める。

第九条中「リハビリテーションセンター」を「センター」に改める。

別表特別室使用料の項を削り、同表中「四、九〇〇円」を「五、〇四〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正前の奈良県総合リハビリテーションセンター条例に基づき納付し、又は納付すべきであった使用料又は利用料金にあっては、なお従前の例による。